

○大阪電気通信大学学位規則

平成2年4月1日  
制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪電気通信大学学則(以下「学則」という。)第26条及び大阪電気通信大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第28条に基づき、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)の学位に関する事項を定めたものである。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、学士、修士及び博士の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

(1) 学士の学位

学部	学科	学位	英文学位名称
工学部	全学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
医療健康科学部	医療科学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
	理学療法学科	学士(理学療法学)	Bachelor of Physical Therapy
	健康スポーツ科学科	学士(健康科学)	Bachelor of Health-promotion and Sports Science
情報通信工学部	情報工学科	学士(情報工学)	Bachelor of Engineering
	通信工学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering
総合情報学部	全学科	学士(情報学)	Bachelor of Informatics
建築・デザイン学部	全学科	学士(工学)	Bachelor of Engineering

(2) 修士の学位

研究科	学位	英文学位名称
工学研究科	修士(工学)	Master of Engineering
医療福祉工学研究科	修士(工学)	Master of Engineering
総合情報学研究科	修士(情報学)	Master of Informatics

(3) 博士の学位

研究科	学位	英文学位名称
工学研究科	博士(工学)	Doctor of Engineering
医療福祉工学研究科	博士(工学)	Doctor of Engineering
総合情報学研究科	博士(情報学)	Doctor of Informatics

第2章 学士の学位

(授与要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

第3章 修士の学位

(授与基準)

第4条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め専攻の学問分野について高度の専門能力を有する者に授与する。

(授与要件)

第5条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、博士前期課程を修了した者に授与する。

(修士修了の審査)

第6条 前条により博士前期課程を修了するには、研究科の定めるところにより次のいずれかの審査を受けなければならない。

(1) 修士の学位論文(以下「修士論文」という。)

(2) 特定の課題についての研究及び制作活動としての修士の学位作品(以下「修士作品」という。)

(学位申請書)

第7条 前条により修士論文、修士作品の審査を受けようとするときは、その提出に先立ち、あらかじめ学位申請書を提出しなければならない。

2 学位申請書は、あらかじめ研究科委員会が定めた期日までに、担当指導教員の承認を得て、研究科長(以下「科長」という。)に提出しなければならない。

(学位申請)

第8条 前条の学位申請書を提出した者は、研究科委員会が定めた期日までに、次のものを科長に提出しなければならない。

(1) 修士論文又は修士作品

(2) 論文目録及び論文の概要(修士論文提出の場合)

(3) 作品趣意書、作品目録及び作品の概要(修士作品提出の場合)

(修士論文又は修士作品の審査)

第9条 修士論文又は修士作品の審査は、研究科委員会に審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会の委員は、担当指導教員を主査とし、当該論文又は作品に関連ある教員2名以上を副査として加えるもの

とする。なお、副査のうち1名については、研究科委員会において本学大学院博士前期課程研究指導教員に準ずる経歴・業績があると認められる者に代えることができる。

(学位試験)

第10条 審査委員会は、修士の学位に関する試験を行う。

2 試験は、修士論文又は修士作品を中心に、これに関係ある科目について口頭試問により行う。

3 試験は、修士論文又は修士作品の提出後2週間以内に行う。

4 試験の結果は、「合格」又は「不合格」とする。

(学位審査報告書)

第11条 審査委員会は、修士論文又は修士作品の審査結果及び試験の結果をまとめた修士の学位審査報告書を作成し、あらかじめ指定された期日までに科長に提出するものとする。

(学位授与の決定)

第12条 研究科委員会は、前条の修士の学位審査報告書に基づき、修士の学位授与について審査を行う。

2 科長は、前項の審査結果を学長に報告し、当該学位の授与について意見を述べる。

3 学長は、前項の意見を参酌し、修士の学位の授与の可否について決定のうえ、学位を授与すべき者には、当該学位を授与し、学位を授与できない者には、その旨通知する。

#### 第4章 博士の学位

(授与基準)

第13条 博士の学位は、大学等の研究者のみならず、社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力と豊かな学識を有する者に授与する。

(課程修了による博士の学位の授与要件)

第14条 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、博士後期課程を修了した者に授与する。

2 大阪電気通信大学大学院(以下「本学大学院」という。)博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して、かつ、必要な研究指導を受けて退学し、退学後3年以内に学位論文を提出した者は、前項により学位を授与する。

(論文審査願)

第15条 前条により博士の学位論文(以下「博士論文」という。)の審査を受けようとするときは、博士論文の提出に先立ち、博士論文審査願を提出しなければならない。

2 博士論文審査願は、博士論文提出の1か月前までに、担当指導教員の承認を得て科長に提出しなければならない。

(博士の学位申請)

第16条 博士の学位の申請は、博士論文に次のものを添えて科長に提出するものとする。

(1) 学位申請書

(2) 論文目録

(3) 論文の概要

(4) 研究履歴・業績書

2 前項各号の詳細は別に定める。

(論文審査)

第17条 博士論文の審査は、指導教員会議に審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、論文の審査過程において、公聴会を開催するものとする。

(審査委員会)

第18条 前条の審査委員会の委員は、当該論文に関連ある博士後期課程の指導教員のうちから指導教員会議において3名以上選出するものとし、担当指導教員が主査となる。

2 前項の委員の他、指導教員会議において本学大学院博士後期課程研究指導教員に準ずる経歴・業績があると認められる者を審査委員に加えることができる。

(試験)

第19条 審査委員会は、博士の学位に関する試験を行う。

2 試験は、博士論文とこれに関連のある科目について、筆答又は口頭によって行う。

3 試験は、博士論文の提出後、速やかに行う。

4 試験の結果は、「合格」又は「不合格」とする。

(学位審査報告書)

第20条 審査委員会は、論文審査の結果及び試験の結果をまとめた博士の学位審査報告書を作成し、指導教員会議に報告する。

(学位授与の審査)

第21条 指導教員会議は、博士の学位審査報告書に基づき、博士の学位授与について審査を行う。

2 前項の審査は、無記名投票による可否投票とし、出席者の3分の2以上の同意をもって可否の審査結果とする。

3 科長は、前項の審査結果について、可否に関わらず学長に報告し、当該学位の授与について意見を述べる。

(学位授与の決定)

第22条 学長は、前条の意見を参酌し、博士の学位の授与の可否について決定のうえ、学位を授与すべき者には、当該学位を授与し、学位を授与できない者には、その旨通知する。

(論文提出による博士の学位の授与要件)

第23条 第14条に定めるもののほか、大学院学則の定めるところにより、学位を授与する。

(学位申請)

第24条 前条により博士論文の審査を受けようとするときは、次のものを科長に提出しなければならない。

(1) 学位申請書

- (2) 博士論文
  - (3) 論文目録
  - (4) 論文の概要
  - (5) 研究履歴・業績書
  - (6) 審査手数料
- 2 前項各号の詳細は別に定める。  
(論文受理)
- 第25条 学位の申請があったとき、科長は指導教員会議の承認を経て博士論文を受理する。
- 2 科長は、博士論文の審査を指導教員会議に付託する。  
(学力確認)
- 第26条 前条により付託された博士論文の審査に先立ち、指導教員会議は学位申請者の学力の確認を行わなければならない。
- 2 学力の確認は、学位申請者の研究分野に関係のある授業科目を担当する指導教員3名以上の委員により行い、うち1名が主査となる。
- 3 学力の確認は、原則として筆答又は口頭による試験によって行う。
- 4 指導教員会議は、第2項の委員の報告に基づき学力の確認を決定する。  
(学位授与の判定等)
- 第27条 学位申請者の博士論文の審査、試験及び学位授与の判定などについては、第17条から第22条までの規定を準用する。  
(学位授与の報告)
- 第28条 本学が、博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。  
(論文要旨等の公表)
- 第29条 本学が、博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。  
(論文の公表)
- 第30条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にその論文を公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の公表は、本学の協力のもとインターネットの利用により行うものとする。  
(審査手数料)
- 第31条 博士論文の審査手数料は、大学院学費等納入規則に定める。
- 2 すでに納入された審査手数料は、事情の如何を問わず返付しない。
- 第5章 学位記
- (学位の授与)
- 第32条 学長は、第3条の要件を満たした者に対して学士の学位を授与する。
- 2 学長は、第12条第3項において学位を授与すべきと決定した者に対して修士の学位を授与する。
- 3 学長は、第22条において学位を授与すべきと決定した者に対して、博士の学位を授与する。  
(学位記の様式)
- 第33条 学位記の様式は、学士にあつては、別記様式第1号、修士にあつては別記様式第2号、博士にあつては別記様式第3号又は第4号のとおりとする。
- 第6章 学位の名称の使用
- (学位の名称の使用)
- 第34条 学位を授与された者が、当該学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。
- 第7章 学位論文の保管
- (学位論文の保管)
- 第35条 修士及び博士の学位論文は、大阪電気通信大学図書館において保管する。
- 第8章 学位の取消
- (学位の取消)
- 第36条 修士又は博士の学位の授与を受けた者で、次の事実があったときは、学長は研究科委員会の意見を参酌し、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。
- (1) 不正な方法により学位の授与を受けたとき。
- (2) 本学の名誉を汚す行為があったとき。
- 2 前項の意見については、研究科委員会において審議及び可否投票を行い、意見をとりまとめるものとする。
- 第9章 その他
- (規則の改廃)
- 第37条 この規則の改廃は、教授会又は研究科委員会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。  
(施行細則)
- 第38条 この規則のうち、必要なものについては、別に定める施行細則による。

附 則  
この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成10年7月23日から施行する。

附 則  
この規則は、平成12年7月25日から施行する。

附 則  
この規則は、平成13年7月24日から施行する。

附 則  
この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成25年6月11日から施行する。

附 則  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則  
この規則は、2019年9月1日から施行する。

附 則  
1 この規則は、2020年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条及び第6条については、2019年度以前に入学した者には従前の当該規定を適用する。

附 則  
1 この規則は、2020年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、2020年3月31日以前の入学者、2020年度に2年次以上に編入学又は再入学した者、2021年度に3年次以上に編入学又は再入学した者、2022年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則  
1 この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、2020年12月1日から施行する。

附 則  
この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、2023年9月16日から施行する。

附 則  
この規則は、2024年4月1日から施行する。

別記様式第1号

第 号	西曆 年 月 日	大阪電 気通 信大 学長 氏 名	○の学位を授与する	本学○学部○学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(○)	大学印
					学位記 氏名
				西曆 年 月 日生	
					学長印

別記様式第2号

修第 号	西曆 年 月 日	大阪電 気通 信大 学長 氏 名	○の審査および試験に合格したの	本学大学院○学研究所○専攻の修士課程において所定の単位の修得した	大学印
					学位記 氏名
				西曆 年 月 日生	
					学長印

